

第6章 台湾

関税

関税構造

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

台湾は加盟時に 100%譲許しており、現行の全品目の最終譲許における単純平均譲許税率は 6.8%である。非農産品については 5.0%であるが、鉱工業品分野でも貨物自動車（最大 25%）、普通・小型乗用車（最大 17.5%）、特殊用途自動車（最大 30%）等の高関税品目が存在する。

なお、台湾は 2002 年 11 月の WTO 加盟時、自動車については関税割当制度(第 II 部第 5 章関税 1. (1) ②参照) によることとなっていたが、2011 年に当該制度が撤廃された。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるという WTO 協定の精神に照らして、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

IT 製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012 年 5 月から ITA 拡大交渉が開始され、2015 年 12 月に妥結した。対象品目 201 品目の関税撤廃は

2016 年 7 月から順次開始、2019 年 7 月時点は約 90%の関税が撤廃され、2024 年 1 月には、全 201 品目の関税が 55 メンバーについて完全に撤廃されることになる（詳細は、第 II 部第 5 章 2. (2) ITA (情報技術協定) 拡大交渉を参照)。台湾については、2016 年 7 月から関税撤廃を開始した。例えば、台湾が関税撤廃する品目のうち関税が高い品目としては、ビデオ録画・再生機器 (14%)、スイッチ類 (12.5%)、テレビ受信機器 (10%) 等が挙げられる。これらを含む全対象品目について、関税が段階的に撤廃され、2021 年に完全に撤廃されることになる。

サービス貿易

電気通信分野の規制

2017 年版不公正貿易報告書 141 頁参照。

